

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、瑞穂市及び北方町における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和6年 3月 8日

岐阜県知事 古田 肇

市町名	期 日	時 間	場 所	対象地域
北 方 町	令和6年 4月 8日 (月)	午前10時から 午後3時まで	J A ぎふ 北方選果場 (北方町春來町2-17)	北方町
瑞 穂 市	4月 9日 (火)	午前10時から 正午まで	J A ぎふ 巢南選果場 (瑞穂市宮田151-1)	旧巢南町
	4月10日 (水)	午前10時から 午後3時まで	J A ぎふ 巢南選果場 (瑞穂市宮田151-1)	旧穂積町